

社会保障審議会 総会 会議報告

1 日時

平成19年3月29日(木)午前10時~12時

2 場所

尼崎市役所北館4F 4-1会議室

3 出席者

(委員) 松原会長、小西副会長、安藤委員、伊東委員、大西委員、加藤委員、亀田委員、蔵本委員、佐藤委員、内藤委員、中井委員、永田委員、東田委員、松澤委員、丸尾委員、宮城委員

(市関係者等) 健康福祉局長、健康福祉局総務部長、福祉部長、児童福祉部長、保健部長、企画担当課長、福祉課長、社会福祉協議会事務局長

4 会議結果等

松原会長の進行により、予定の議題について審議を行った。その際の主な発言は次のとおりであった。

<議題1>平成18年度における計画推進の取り組みについて(事務局より説明)

<議題1-1 権利擁護ネットワークの構築について>

(会長) 事務局の説明では、権利を擁護する対象者がかなり広く感じられる。児童虐待や消費者問題も権利擁護に含まれることも考えられるため、何を対象に、どこまで対応するのかという具体的な話を説明していただきたい。

(委員) 高齢者保健福祉推進協議会では、地域包括支援センターに色々な役割を担わせようという方向性が出ているが、現在の体制で対応できるかどうかは考えていく必要があるという意見も出ていた。

(市関係者等) 対象者の関係は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を考えており、児童は別のシステムが既に存在しているため、権利擁護ネットワーク構築案からは外している。また、このシステムを構築した主な目的は、虐待と成年後見制度であるが、色々な相談を受けた中で福祉サービスの利用を検討しなければならない場合は、各機関との連携を図ることも考えられる。また、消費者契約の関係は基本的に消費生活センターが対応することとなっており、相談者が発生した場合は、センターを紹介する等の連携を図っていく。

(委員) 権利擁護の問題は年齢により輪切りするものではない。生涯という中で考えていけないといけないものである。あらゆる方が対象であると整理しなければ、納得がいかない。

(会長) 権利擁護というネーミングが悪い。みなさんがイメージしているような広い意味ではない。対象は主に虐待で、対象者は判断能力に問題がある方という縛りをかけており、すべての人が対象ではないということをご理解ください。

(委員) 通報者の保護が重要である。権利擁護の通報者は言いにくいことを通報するため、どうにかたちで受け付け、守っていくのかという問題がある。窓口は、どのように

通報を受けるのか、誤報に対してどのように対応するのか等を留意してシステムを構築してほしい。

- (委員) この構想では、行政としてが整理できていると思っているようであるが、市民は全体像がみえていないため、理解できていない。これらを解消するためには、「虐待」や「権利擁護」のキーワードであれば、一つの電話番号にかけることができるようなシステムの構築をしなければならない。窓口の一元化等を含めて検討すべきである。
- (委員) 児童は、児童福祉法第25条で、要保護児童を発見したものは、国民全て通告しなければならないという通告義務がある。児童虐待防止法では子どもに関する専門職は通告しなければならないという二重の縛りがある。子どもは特にもの言えないし、大人も加害者という密室であり、通告義務を課している。また、施行の時期も早く、高齢者よりも先行しており、安心して通告できるように通告者の情報を漏らさない等の法整備ができています。近隣・親族、学校・保育所、福祉事務所から市・児童相談所・県福祉事務所に通告することができる体制も整備されており、専門職の発見も多い。
- (委員) 虐待事例について、誰が通報するのが話題となっているが、地域の状態は地域の住民が把握しており、特に民生・児童委員は何か地域で問題が発生した時に対応していただいている。
- (委員) 民生・児童委員と協力員だけでは人数が足りないため、地域住民の協力が重要である。地域住民から通報を受ければ対応しているが、最近のケースは、プライバシーの問題がネックになったり、介入を拒否するケースが多い。また、マンションが増え、虐待の把握が困難となっている。訪問しても大丈夫だと言われてしまうとそれ以上は踏み込むことができない。その場合は、福祉事務所に連絡して対応していただいている。
- (会長) 尼崎市としては、幅広い虐待通報窓口の開設について、どのように考えているのか。また、権利擁護は虐待だけでなく、福祉サービス利用支援もあり、ワンストップサービスについても、どのように考えているのか。
- (市関係者等) 「権利擁護ネットワーク構築事業」と「児童虐待窓口」は福祉課が対応し、高齢者の処遇は高年福祉担当を含め福祉事務所の現業員が対応している。窓口を統合することは、現在のところ困難であるが、福祉事務所に発信すれば、そこで振り分けできるシステムとなっている。高齢者の虐待については、地域包括支援センターが窓口となっているが、予防給付ケアプランの作成等の事務量が多く、機能していないところもある。平成18年度の実績を踏まえ、地域包括支援センターが地域で対応ができる体制について、検討していく予定である。
- (委員) 市民は縦割り行政のことが理解できない。ネットワークを構築する場合に一括的な窓口の創設を含め、検討していただきたい。
- (委員) 議論されている通報窓口や電話の一元化は、行政内部で整理すべきである。そのため、ネットワーク会議よりも、行政組織のトップが決定したほうがよい。一般企業では、お客様相談室があるように、福祉サービス相談はこの窓口・電話というものが必要である。
- (委員) このネットワーク図やフロー図では、どこに相談に行ってもよいのか等、非常にわかりづらい。市民へ広報するときは、シンプルな図にしたほうがよい。

(市関係者等) 現在、それぞれの受付窓口は、決まっている。その窓口がどこであるのかという広報活動が不十分であると反省している。福祉サービス相談は福祉事務所が基本で行っており、事務所内にあるそれぞれの受付窓口を集約できるかどうかは今後検討していく。

(委員) DVや虐待事例では、警察や病院などの二次的な機関からの通報があるのか。どこに通報したらよいのかわからない相談者も多いのではないかと。

(市関係者等) DVでは、病院等からの通報は多い。DVに対応した一時宿泊施設へは、福祉事務所や警察からの連絡がないとなかなか入所できないこともあり、このような流れになっている。直接、福祉事務所で相談する場合も多いが、これからも福祉事務所が通報する場所であることを広報していく。

(委員) 広報と窓口はできるだけ少ないほうがよい。すぐはできないと思うが、「虐待」はここというようなカテゴリー別の受付も検討していけばよい。

(委員) 虐待事例は、専門家からの通報が多いこと、即時に対応すること、具体的なサービス提供ができる体制を整えること等の課題が挙げられる。ワンストップサービスの視点も大事であるが、これらの課題をどのように改善できるかも検討してほしい。

(委員) 権利擁護に関する活動が、ボランティア関係の目標であるとか市民運動の一環である等と位置付けてほしい。そうすれば、活動等が市民の権利と捕らえることができ、ボランティア活動がしやすくなる。

<議題1-2 地域福祉活動モデル事業について>

(委員) 平成17年度に地域福祉計画が制定され、期待していたが、行政の対応が遅れているように感じる。少子高齢化が進む中で、地域に事業を任せるための財源確保もなく、早く地域福祉のシステム構築をしなければ、間に合わないと思う。

(会長) 尼崎市の地域福祉計画は、他の自治体に比べて進んでいるほうである。しかし、財源の確保がない中での推進事業であり、現実の問題として進みにくい状況である。そのため、モデル地区を選定し、少しでも進めていこうと取り組んでいる。

(委員) 各地で地震などが発生しており、防災関係のモデル地区をできるだけ増やしてほしい。また、障がい者の立場から言えば、災害弱者になる可能性が高く、全市的に取り組んでほしい。

(市関係者等) 災害時に行政や地域でどのように対応していくかの検討では、個人情報の取扱が問題となっている。台風等であれば、事前に対応が可能となっており、行政の対応がある程度できるが、地震は、行政の対応が困難であり、地域で災害弱者がどこに住んでいて、どのように対応するのかこれから整理していかなければならない。

(会長) 現在、福祉部局が障がい者の情報を所管しており、一方で、防災部局が地域実態を把握することになっており、市役所内での情報の整理が必要である。しかし、個人情報は、プライバシーや人権の問題があり、情報の共有が簡単ではない。また、任意の民間団体に市役所が個人情報を提供することは、個人情報保護法の関係で同様の難しさがある。その壁をどのように崩すことができるかを内閣府や兵庫県でも検討している。尼崎市はその他に水害発生への恐れもあり、独自の対応が求められている。

<議題2> 「あまがさきし地域福祉計画に評価指標づくりについて（事務局より説明）

（委員） この取り組みは行政関係でも珍しい事例であり、関西では尼崎市のみと認識している。また、「めざそう値」を設定してしまうと達成できなかったときに行政責任が問われるのではないかという考え方もあるが、この取り組みは、市民・事業者・行政が主体となって実施するものであり、行政の責任だけを問うものではないと整理している。評価指標を設けることが目的ではなく、目標の共有や協働活動のきっかけづくりを目的としている。

（副会長） 協働で実施することが、具体的に理解し合えることはすばらしいと思う。データブックの公開はどのように考えているのか。

（市関係者等） データブックは冊子にする。また、市報、ホームページ等の媒体を通じて、取り組み内容の紹介を行ったり、地域で活動する方への配布や研修会を行っていく。

（副会長） 学校での総合学習の題材としても活用できるものにしてほしい。

（委員） 「挨拶をすることは大切だ」等の内容を確認すると、教材として活用できるものと思われる。

（委員） この取り組みは、よい試みである。庁内アンケートが未実施となっており、職員の協働意識をアピールするためにも早急に実施したほうがよい。また、データブックを学校教材として活用するのであれば、生徒が理解しやすい4コマ漫画が生きてくる。

（委員） 中学生の親世代は労働時間が長いこともあり、社協の活動に参加しづらいという実状やPTA活動が停滞しているなど、地域福祉を考えるうえで課題が多い。

（委員） 評価指標は設定し、啓発するだけでなく、具体的な施策に結び付けていかなければならない。どのように展開していくのか。

（市関係者等） この指標は何年までに実施しなければならないという整理をしていない。また、データブックは、市民の思いを理解するツールとして位置付け、実現が可能な項目については施策を展開していくようにする。

（委員） 今までのように行政が実施しなければならないというのではなく、地域力を活用するためのきっかけづくりの施策を検討していかなければならない。

（会長） これからは、行政ができること、市民ができること、協働でできること等を整理し、次の段階として施策を含め、検討していく。また、評価指標の中には、100%の設定のように達成が不可能に思われる値もあり、設定については、意見がわかれるところである。

（委員） 100%の設定項目等は、市民の思い入れが強いものという捉え方で理解してほしい。

<議題3> その他

- ・ 審議会の公開にあたって、主旨・方法等の情報共有を図るために、「尼崎市社会保障審議会公開要綱」を設定したことを報告

以上